

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	永久標識等の移転の請求等（公共測量）（第 24 条第 1 項準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	測量法第 39 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	測量法第 24 条第 1 項、第 39 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 公共測量の永久標識又は一時標識の汚損その他その効用を害するおそれがある行為を当該永久標識若しくは一時標識の敷地又はその付近でしようとする者は、理由を記載した書面をもつて、当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関に当該永久標識又は一時標識の移転を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求（国又は都道府県が行うものを除く。）は、当該永久標識又は一時標識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該請求に係る事項に関する意見を付して、当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関に送付するものとする。</p> <p>3 公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関は、1 の規定による請求に理由があると認めるときは、当該永久標識又は一時標識を移転し、理由がないと認めるときは、その旨を移転を請求した者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による永久標識又は一時標識の移転に要した費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	測量成果の複製（公共測量）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	測量法第 43 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	測量法第 43 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。</p> <p>(1) 複製しようとする測量成果を変更せず、同一のものを作成する目的で複製しようとするもの</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの</p> <p>(3) 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの</p> <p>(4) 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの</p> <p>(5) 複製の作業方法が不適切で、複製により得られる成果の正確さを確保する上で適切でないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	測量成果の使用 (公共測量)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	測量法第 44 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	測量法第 44 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、測量法第 44 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、承認をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反していること。 (2) 当該測量成果を使用することが測定の正確性を確保する上で適切でないこと。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日